

<グローバルウェブインターネットサービス約款>

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社ラクス（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他の法令の規定によるほか、当社が定めたこの「グローバルウェブインターネットサービス約款」（以下「約款」という）によってインターネットサービス（以下「本サービス」）を提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

第3条 (協議)

約款に記載のない実施上必要なことについては、契約者と当社との協議によって定めます。

第4条 (サービスの種類)

本サービスの種類は以下のとおりとします。

- (1) ダイヤルアッププラン
- (2) フレッツ・SDNプラン
- (3) コミコミADSLプラン
- (4) フレッツADSLプラン
- (5) 光ファイバープラン

第5条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語は以下の意味で使用する。

- (1) インターネット接続サービス
この契約約款に基づき当社が契約者に提供する電話通信サービスならびにインターネットプロトコルによる電気通信サービス
- (2) ドメイン名
株式会社日本レジストリサービス（JPRS）で割り当てられる組織を示す名前
- (3) インターネットネットワークアドレス
インターネットのプロトコル（IP）として定められる32bitのネットワークアドレス
- (4) グローバルウェブインターネットサービス
当社が提供する電気通信サービス
- (5) 利用契約
当社からインターネットサービスの提供を受けるための契約
- (6) 契約者
当社と利用契約を締結している方
- (7) 本サービスの設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- (8) アクセスポイント
契約者自身の契約者設備を電気通信回線（公衆電話網）等を介してサービス用設備と接続するための接続ポイント
- (9) フレッツ・ADSL
NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社（以下「NTT」）が提供する地域・P網による非対称加入者伝送方式を用いた定額制・常時接続サービス
- (10) フレッツ・ISDN
NTT が提供する地域・P網によるISDN回線の定額接続サービス
- (11) フレッツ・光
NTT が提供する地域・P網による光ファイバーによる伝送方式を用いた定額接続サービス
- (12) DSL通信サービス

イー・アクセス株式会社の提供する非対称加入者伝送（ADSL）方式等を用いた通信サービスを利用して本サービスを受けるために契約者が設置する電気通信回線（ADSL、光ファイバ回線を含む）

(13) アカウント

パスワードとの組合せで、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

(14) パスワード

アカウントとの組合せで、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第6条（サービスの種別及び提供地域）

ダイヤルアップ接続サービス：INS64と電話網による接続サービスで全国ワンナンバーアクセスとします。

2. フレッツ・ADSL、フレッツ・ISDN、フレッツ・光等：NTT が提供しているブロードバンドの地域のうち、当社が定める範囲とします。

3. コミコミADSL：イー・アクセス株式会社が提供する全地域とします。

第7条（サービスの内容）

提供するサービスは、第6条記載のいずれかの接続方式を使用して、電子メール、WWW サーバ（ワールドワイドウェブ）のインターネットサービスを提供することとします。

2. 電子メールの保管期間は2ヶ月とし、それ以上経過したメールについては削除します。

3. 電子メールの保存容量は10MB、送信容量は5MB（総体適応量は3MB程度）までとします。

第2章 利用契約

第8条（契約の種別および利用期間）

本サービスの利用に関する契約は1年間とし、特に申し出のない場合は自動継続とします。

第9条（利用契約の単位）

利用契約の単位は、契約者が使用するサービスプラン毎に締結します。ただし、フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、フレッツ・光、DSL は契約者回線1回線ごとに1契約とし締結します。

第10条（利用契約の譲渡禁止）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第3章 利用の申込

第11条（利用申込）

利用申込をする方は、当社が定めた方法で必要事項を記載して当社に提出していただきます。

- (1) 利用申込をする方の氏名および住所
- (2) サービス種別およびサービス品目
- (3) 希望メールアドレス
- (4) その他本サービスの提供を受けるために必要な事項。

第12条（利用契約の成立）

利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。

2. 未成年者の方は、保護者の承諾が必要となります。

第13条（申込の拒絶）

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込を承諾しない場合があります。

- （1） 申込に係わる本サービスの提供または当該サービスに係わる装置の保守が技術上著しく困難な場合
- （2） 申込者が当該申込に係わる契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
- （3） 申込者が第16条第1項に該当する場合
- （4） 申込者が申込書に虚偽の事実を記載した場合
- （5） その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2. 前項の規定により、当社が申込みを承諾した時点で、この契約内容を承諾したものとみなします。

第4章 契約事項の変更

第14条（契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡した場合は当該個人に係わる本サービスは終了します。当サービスは当該契約者のみのご利用できるものなので、第三者の使用、譲渡、再貸与、相続等はできません。

第15条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、住所、口座番号、銀行名等に変更があったときは、当社が定めた方法により速やかにその旨を当社に通知してください。

第16条（契約者の行方解除）

契約者が中途解約をする場合の料金等の取り扱いについては、次のとおりとします。

- （1） 約款の各項の一つに該当する場合は、その規定に従います。
- （2） 利用契約期間の開始より6ヶ月を経過せず、かつ年間一括払いで既に支払済みの場合、その半額より手数料1,000円を差し引いた額を返却するものとします。
- （3） 利用契約期間の開始より6ヶ月を経過した場合は、年間一括払いの場合においても料金の返却はありません。
- （4） 利用契約期間の開始より6ヶ月未満で、半年払いの場合においても料金の返却はありません。
- （5） 当社は毎月末日付で解約を行うものとし、この場合、当社に毎月20日までに当社所定的方式で申請するものとする。
- （6） 契約者が本サービスを解約する場合、希望月末までにアカウント、パスワードを当社に返還する。

第17条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。

- （1） 本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期日を経過してもなお払わないとき
- （2） 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- （3） 公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき
- （4） 罪に結びつくとき
- （5） 他の会員または第三者の著作権・財産・プライバシーを侵害するとき
- （6） 他の会員または第三者を誹謗中傷しているとき
- （7） 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似すると思われるとき
- （8） 公職選挙法その他法令に反するとき
- （9） 通常の利用範囲を著しく越えてサービスを利用するとき
- （10） 前各号に掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為および、当社の業務遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、あるいは及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。

第18条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。

- （1） 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
- （2） 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむをえないとき
- （3） 第19条（通信利用の制限）の規定によるとき

- (4) 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (5) 当社の業務の遂行上やむをえないとき
2. 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
3. 第1項2号、3号、4号、5号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第19条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置をとることがあります。

2. 本サービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

第20条（サービスの廃止）

当社は都合により本サービスの特定の品目のサービスを廃止することがあります。ただし、契約者は第22条の料金等の返却請求は出来ません。

2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

第21条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第17条の規定により本サービス契約の利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。その場合、会員の書き込んだ内容を削除できるものとします。

2. 当社は、契約者が第17条第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。
3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

第5章 料金体系等

第22条（料金等）

本サービスの料金および関連費用（以下「料金等」という）は以下の項目からなります。

- (1) 初期費用：契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。
- (2) サービス費用：契約者が、本サービスの対価として支払う基本料を含む費用。

第23条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、本サービスの利用にかかわる前条に規定した初期費用、サービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、サービス種別ごとに定める方法で支払うものとします。

2. 初期費用の支払い義務は、第12条（利用契約の成立）の規定により、利用契約が成立したときに発生します。初期費用は、契約解約時にも返却いたしません。
3. サービス費用の支払義務は、第12条の規定により、利用契約が成立したときに発生します。
4. 第17条（提供の停止）の規定により、サービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は当該サービスがあったものとして取り扱います。

第24条（料金等の請求時期）

本サービスの料金等は、契約期間における半年、1年の一括前払いまたは月とし、サービス品目により異なる場合があります。

2. 当社は、初期費用およびサービス費用を、契約成立後指定の銀行口座より振替とします。

3. 本サービスの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

第25条（割増金）

本サービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

第26条（遅延損害金）

契約者は、本サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払わねばなりません。

第27条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払を要する額は、消費税相当額を加算した額とします。

第6章 雑則

第28条（機密保持）

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含む）を第三者に漏らしません。

第29条（利用不能の場合における料金等の返却）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った日から起算して、31日以上本サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用が全くできない状態を当社が知った日から、その本サービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した日までの日数を31で除した数（小数点以下切り捨て）に基本料の年額の12分の1を乗じて得た額を返却します。ただし、契約者は、当該請求をなした日となった日から3ヶ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

第30条（契約者の義務）

契約者は、当社から発行されたアカウントおよびパスワード管理の責任を負います。アカウントおよびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、すみやかに当社に届け出るものとする。

2. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第31条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、第29条（利用不能の場合における料金等の返却）の規定による他何らの責任も負いません。

第32条（その他）

契約者は、契約に際し、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。